

交通災害共済への加入はお済みですか

市町村交通災害共済制度は、交通事故により被害を受けた人を救済するために鹿児島県市町村総合事務組合が行っている制度です。いつ交通事故の被害者になるかわかりません。まだ未加入の人は今からでも加入できますので、万が一に備えるためにも交通災害共済へ加入しましょう。

- **加入資格** 鹿屋市に住民登録又は外国人登録をしている人
- **共済期間** 納入日の翌日から平成21年3月31日
- **共済掛金** 1人年額500円

※共済期間の途中で加入した場合も同額です。
 ● **申込方法** 加入申込書を持参して指定の金融機関で納付してください。
 ※加入申込書をお持ちでない人は、送付しますのでご連絡ください。

【問い合わせ】
 市民課 (1階③番窓口)
 ☎ 0994-43-2111
 内線 3158
 各総合支所市民生活課

平成20年度農作業標準賃金及び農作業料金について

● **一般農作業**

区分	種類	単価	備考	
賃金	一般賃金(8時間)	最低	5,000円 ※無いなし ※最低賃金が県最低賃金を下回った時は、県最低賃金の額と同一にする ※県最低賃金=自給619円(平成19年10月26日現在)	
	耕賃(10a当たり)	田	耕起のみ	5,000円
代かきのみ		7,000円		
耕起から代かき		14,000円		
機械田植え		7,000円		
耕起から田植え		20,000円		
畑		耕起のみ	4,000円	
深耕(プラウ)		5,000円		
プライソイラー		4,000円		
刈取(10a当たり)	水稲	6,500円	ヒモ代込み	
	水稲	7,000円	ハーベスター(ヒモ代込み)	
脱穀(10a当たり)	水稲	14,000円	コンバイン(刈り取りから脱穀まで)	
	水稲	1,000円	バインダー袋(1袋)	
籾乾燥	うねたてのみ	4,500円		
	うねたて、マルチ張り	8,500円		
その他作業(10a当たり)	掘り取り		13,000円	甘藷・澱粉用(ハーベスターによる)
			12,000円	馬鈴薯(ハーベスターによる)
			6,000円	甘藷(トラクターによる)
			3,500円	甘藷(耕耘機による)

● **牧草関係作業**

種類	単価	備考
牧草刈り取り(10a当り)	3,000円	デスクモア
反転・集草(10a当り)	1,000円	1回ジャイロヘイメーカ
梱包(15kg程度)(1個当り)	100円	ヘイベラ(ひも代込み)
梱包(ミニ)(1個当り)	150円	ロールベラ(ひも代込み)
梱包90cm(1個当り)	1,000円	ロールベラ(ひも代込み)
梱包100cm(1個当り)	1,500円	ロールベラ(ひも代込み)
梱包120cm(1個当り)	2,500円	ロールベラ(ひも代込み)
ラッピング(ミニ)(1個当り)	200円	ラッピングマシン(フィルム代込み)
ラッピング90cm(1個当り)	1,000円	ラッピングマシン(フィルム代込み)
ラッピング100cm(1個当り)	1,500円	ラッピングマシン(フィルム代込み)
ラッピング120cm(1個当り)	2,500円	ラッピングマシン(フィルム代込み)
コーン刈り取り(10a当り)	8,000円	コーンハーベスタ
コーン運搬詰め込み(10a当り)	2,000円	フォーレージワゴン
肥料散布(1袋当り)	100円	ブロードカスター・ライムソア
種子散布(10a当り)	3,000円	ブロードカスター・コーンプランタ
薬剤散布(10a当り)	2,000円	

※この標準賃金は、法令や規定によるものでなく、強制力はありません。地域により高いところ、安いところがありますので、この表を参考に雇う人、雇われる人が話し合って協定してください。

【問い合わせ】
 市農業委員会事務局
 ☎ 0994-31-1131

「世界のクッキングサロン」アフタヌーン・ティー編参加者を募集

外国の料理を通じてその文化や習慣を学び、交流を深める「世界のクッキングサロン」を開催します。市内在住の外国人と一緒にアフタヌーン・ティーを体験しませんか。

- **日時** 6月22日(日) 14時～16時(13時30分受付開始)
- **場所** 市中央公民館
- **定員** 40人(定員になり次第締め切り)
- **参加費** 1人500円
- **募集期限** 6月16日(月)

【問い合わせ・応募先】
 市国際交流協会事務局
 (市民活動推進課内)
 ☎ 0994-31-1147
 FAX 0994-40-3003

市民活動総合補償制度がスタートしました

市では、安心して楽しく市民活動を行えるように、万が一の事故に備えた「市民活動総合補償制度」を4月1日から導入しました。この制度は、町内会活動、NPO活動などの市民活動中に事故が起こった場合に、市が補償金を支払う制度です。

【問い合わせ】
 市民活動推進課(5階)
 ☎ 0994-31-1147

お知らせ

12月8日(月)の毎週月・水・木・土曜日
 時間 月・水・木曜日 18時30分～21時30分
 土曜日 10時～16時
 場所 鹿屋ビジネス専門学校

- **募集期限** 6月24日(火)
- **募集定員** 15人
- **選考日** 7月1日(火)
- **応募先** ハローワークか

● **受講料** 無料(ただし、教材費1万円程度必要)

【問い合わせ】
 独立行政法人雇用・能力開発機構鹿屋センター
 ☎ 099-254-3773

● **対象となる活動**
 ○市内に活動の拠点があり、市民によって組織された市民団体等による活動であること
 ○本来の仕事と離れて行う市民活動(宗教・政治・営利を目的とした活動や自らの団体のために行う活動を除く)であること
 ● **補償対象者** 市民団体等の指導者・スタッフ(報酬等を受けている人を除く)及び参加者(観覧者及び応援者を除く)

● **手続方法** 事故が発生した場合、報告書を事故発生日から20日以内に提出してください。
 ※報告書は、市民活動推進課に備え付けてあるほか、市のホームページからダウンロードできます。
 ※活動の内容や目的、事故の状況等により補償適用外となる場合がありますので、事前にお問い合わせください。

【問い合わせ】
 市民活動推進課(5階)
 ☎ 0994-31-1147

特定不妊治療費助成事業のお知らせ

市では、安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりを推進するため、不妊治療を受けている人に治療費の助成を行います。

- **対象となる治療** 配偶者間で行う医療保険が適用されない体外受精及び顕微授精(医師の判断に基づき、やむを得ず治療を中止した場合についても助成の対象となることがあります)
- **対象者**
 ○特定不妊治療を受けた法律上の婚姻をしている夫婦
 ○夫又は妻のいずれか一方若しくは両方が、鹿屋市に1年以上住所を有している夫婦
 ○夫及び妻の前年の所得(1月から5月までの申請については、前々年の所得)の合計額が730万円未満
- **助成額** 年度当たり5万円が限度(通算5年間)
- **申請書類**
 ①特定不妊治療費助成事業申請書
 ②特定不妊治療費助成事業受診等証明書
 ③続柄記載の住民票謄本(夫婦同一世帯の場合)
 ④戸籍謄本(夫婦別世帯の場合)
 ⑤所得証明書(夫と妻の分)
 ※県の承認決定通知書がある人は、その写しと領収書の写し(②～⑤は不要)
- **申請方法** 上記書類を提出してください。
 ※申請は年1回しかできません。
- **申請期限** 治療が終了した日の属する年度の3月31日まで

【問い合わせ・申請先】
 市健康増進課 ☎ 0994-41-2110